

ヴァルト 規約
平成15年12月1日制定

第1章 名称及び所在地

- 第1条 本クラブはヴァルトと称する。
第2条 本クラブは妙高市内に事務局を置く。

第2章 目的及び事業

- 第3条 本クラブはバドミントンの普及、ジュニアの育成、及び体力の強化を目的とする。
第4条 本クラブは前条の目的を達成するため下記の事業を行なう。
1. 初心者及びジュニアの指導
2. 各種大会、競技会への参加
3. その他

第3章 組織

- 第5条 本クラブは本クラブの趣旨に賛同する個人を以て組織する。
別の組織に属する者はクラブ員（メンバー）にはなれない。
但し、本クラブに登録し、各種大会にヴァルトとして参加する者は特例を認めメンバーとする。
別の組織に属する者はビジターと呼ぶ。

第4章 登録

- 第6条 参加する個人は参加費を納入するものとする。
第7条 本クラブの経費は参加費を以てこれに充てる。
参加費は別に定める。
第8条 本クラブの会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31を以て終わるものとする。
第9条 本クラブの参加者は別に定める登録規定により登録しなければならない。

付 則

- 本規約は平成16年1月1日より施行する。
平成27年3月29日改定
平成27年5月10日改定